

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】2
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】3
- 利用料金の額の承認【建築都市局整備部区画整理課】4

◇ 公 告

- 特定調達契約の締結【総務局情報政策部情報政策課】6
- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】7
- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】9

◇ 上下水道局

- 水力発電余剰電力売電の契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局水道部浄水課】12

◇ 市選挙管理委員会

- 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部を改正する告示【行政委員会事務局選挙課】18

北九州市告示第17号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和58年北九州市告示第78-10号）の一部を次のように改正する。

平成29年1月16日

北九州市長 北橋健治

3 係留施設の小型船係留施設の表の小倉の項中

高浜小型船係留施設	小倉北区高浜二丁目～末広二丁目	376.00	を
高浜小型船係留施設	小倉北区末広二丁目	271.20	に

改める。

北九州市告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月16日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40703 01108	デイサービス きたえる一む 北九州戸畑中 央	北九州市戸畑区 新池二丁目14 番13号	株式会社佳秀	平成28 年12月 31日

北九州市告示第 19 号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 6 号）第 6 条第 3 項の規定により、平成 29 年 3 月 12 日から平成 30 年 3 月 31 日までの北九州市門司麦酒煉瓦館の利用料金の額について承認したので、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 34 号）第 6 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

金額					備考	
展示室	観覧料	—		大人	中学校の生徒以下の者（4 歳未満の者を除く。）	
		個人	1 人	100 円		50 円
		団体 (30 人以上)	1 回	80 円		40 円
市民ギャラリー	9 時～17 時		17 時～22 時		営利のための販売会、展示会、イベント等を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の 30 割に相当する額とする。	
	600 円		600 円			
駐車場	大型自動車及び中型自動車	1 台 1 回 (1 日以内)		1,000 円		
	普通自動車	1 台 1 回 (1 日以内)	駐車を開始した時から 30 分を			
					1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第	

		内)	<p>超える30分又はその端数を1単位とし、1単位ごとに100円。ただし、駐車時間が2時間30分を超える場合は、5単位の利用に係る金額とする。</p>	<p>40号)による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定するところによる。</p> <p>2 カード式回数券は、50単位の利用ができるものとする。</p>
	カード式回数券	1単位の利用に係る金額に50を乗じて得た額の8割5分に相当する額		<p>3 利用料金は、自動車を出庫させる際に納入すること。ただし、カード式回数券に係る利用料金は、これを発行する際に納入すること。</p> <p>4 前項ただし書に定めるもののほか、指定管理者が必要があると認める場合は、利用料金を前納とすることができる。</p>

北九州市公告第 25 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
平成 24 年度庁内イントラネット用パソコン等の借入れ及び保守（再リース） 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市総務局情報政策部情報政策課
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成 28 年 12 月 22 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
- 5 契約金額
4, 287 万 6, 864 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 1 号に該当するため

北九州市公告第 27 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
A 重油 3 万 3, 300 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 12 月 22 日
- 4 落札者の名称及び住所
高橋油脂工業株式会社
北九州市門司区浜町 1 番 2 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 65.50 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 28 年 11 月 25 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 28 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油 2 万 7, 000 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
平成 28 年 12 月 22 日
- 4 落札者の名称及び住所
高橋油脂工業株式会社
北九州市門司区浜町 1 番 2 号
- 5 落札金額
1 リットル当たりの金額 55.95 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成 28 年 11 月 25 日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第 29 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成 29 年 1 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスト電器八幡本店

北九州市八幡東区東田二丁目 1 番 15 号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号

代表取締役 小野浩司

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号

代表取締役 有菌憲一

変更後

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号

代表取締役 濱田 孝

イ 変更前

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号

代表取締役 濱田 孝

変更後

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号

代表取締役 深澤政和

ウ 変更前

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目2番33号

代表取締役 深澤政和

変更後

株式会社ベスト電器

福岡市博多区千代六丁目2番33号

代表取締役 小野浩司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

株式会社ベストゲオ

福岡市早良区西新四丁目8番20号

代表取締役 沢田喜代則

変更後

株式会社ゲオアクティブ

福岡市博多区那珂四丁目20番33号

代表取締役 森田広史

イ 変更前

株式会社ゲオアクティブ

福岡市博多区那珂四丁目20番33号

代表取締役 森田広史

変更後

株式会社ゲオ

名古屋市中区富士見町8番8号OMCビル

代表取締役 吉川恭史

4 変更の年月日

(1) ア 平成20年4月1日

イ 平成22年1月12日

ウ 平成22年3月20日

(2) ア 平成20年12月1日

イ 平成22年10月1日

5 変更する理由

(1) 代表者変更のため

(2) 小売業者変更のため

6 届出年月日

平成29年1月5日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号

北九州市八幡東区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成29年1月16日から同年5月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成29年5月16日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市上下水道局公告第3号

一般競争入札により、まず渾水力発電余剰電力売電の契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月16日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

1 契約内容

(1) 名称及び数量

まず渾水力発電余剰電力売電 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 履行場所 福岡県北九州市小倉南区大字木下80番2

まず渾発電所

(5) 入札方法

ア 1キロワット時当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の最小単位は、1円の100分の1とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 日時 公告の日から平成29年3月6日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年2月1日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに競争参加の申請書及び入札資格審査申請書を北九州市上下水道局水道部浄水課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、平成29年2月1日午後4時30分までに必着のこと。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成29年3月6日（月）午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市上下水道局公告第4号

一般競争入札により、油木水力発電余剰電力売電の契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年1月16日

北九州市上下水道局長 諫 山 修

1 契約内容

(1) 名称及び数量

油木水力発電余剰電力売電 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年4月1日から同年7月31日まで

(4) 履行場所 福岡県田川郡添田町大字津野7035番2

油木発電所

(5) 入札方法

ア 1キロワット時当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の最小単位は、1円の100分の1とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は、認めない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等

に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局水道部浄水課

イ 日時 公告の日から平成29年3月6日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申請書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年2月1日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに競争参加の申請書及び入札資格審査申請書を北九州市上下水道局水道部浄水課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、平成29年2月1日午後4時30分までに必着のこと。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成29年3月6日（月）午前11時20分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局水道部浄水課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3155

北九州市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年1月16日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程の一部を改正する告示

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治団体等の政治活動に関する規程（昭和38年北九州市選挙管理委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第18条各号列記以外の部分中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。第5号において同じ。）」に改め、同条第5号中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記」に改める。

付 則

この告示は、平成29年1月16日から施行する。